

水生生物保全環境基準類型指定の検討に際しての主な指摘事項について（案）

水生生物保全環境基準の類型指定の審議等の際に、課題として指摘があった主な事項についてとりまとめる。

1．汽水域の取扱いについて

課題

水生生物保全環境基準は、淡水域の生物 A、生物 B、海域の生物 A の大きく 3 つの類型区分となっており、水生生物の生息状況の適応性から類型を指定することとなっている。

海水と淡水が混合する汽水域においては、海域や淡水域とは生物の生息状況が異なる場合があり、淡水域、海域と明解に区分することが困難な場合がある。

現在の対応

河川の汽水域は、淡水域として類型指定を行うこととしている。

なお、処理基準 においては、水生生物保全環境基準の達成状況の評価は「河川の汽水域において海生生物が優先して生息する情報がある場合には、これらのことを踏まえて判断すること。」としている。

2．淡水域における生物 A と生物 B の区分について

課題

生物 A が比較的低温域を、生物 B は比較的高温域を好む水生生物が生息する水域として設定されている。

実際の河川の生息域を確認すると、生物 A（アユ、ワカサギを除く）が確認される水域は比較的低温域が主であるのに対して、生物 B は、河川の全域でその生息が確認されている。

現在の対応

生物 A と生物 B に該当する魚介類が生息する上流の低温域の水域は生物 A 類型とし、それより下流の生物 B に該当する魚介類が生息する水域を生物 B 類型に設定している。

3．アユ、サケ等の生息範囲の広い魚介類の扱い

課題

アユ、サケ等の海域と淡水域、上流域と下流域等の広い範囲を異なる生活段階で利

用する魚介類について、その生息する水域を単純に区分するのが困難であると考えられる。

現在の対応

アユ、ワカサギについては、河川の類型指定にあたってその生息状況を用いないこととしている。

サケについて、上流の産卵場まで通過するのみの下流域についての取扱いを検討している。

4．特別域の具体化

課題

特別域は、「水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域」として設定されている。

水生生物は、各生活段階により、生息場所を様々に変化させている。また、洪水などの自然現象によって生物が利用する水域の構造が変化する。そのため、一概に、生育場として特に保全が必要な水域（特別域）を設定することが困難である。

現在の対応

特別域の指定はない。

なお、処理基準では、「産卵場（繁殖場）、幼稚仔の生育場に関する調査結果、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき指定された保護水面等、各種法令により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場としての保全の必要性が示されている水域の設定状況を把握すること。また、必要に応じて、一般に幼稚仔の生育にとって重要な場所と考えられる、よどみ、後背水域、水際植生、藻場、干潟、さんご礁等の状況を把握すること。」としている。

処理基準：環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視の処理基準について（平成13年5月31日環水企第92号）